

議事

(3) 報告事項について

イ 小中学校給食費の公会計化について

小中学校給食費の公会計化について(スケジュール変更)

1 函南町内小中学校給食費の公会計化スケジュール(令和5年度時点)

令和3年度第2回函南町総合教育会議において、函南町内小中学校給食の公会計化について、3年の検討、準備期間を経て、令和7年度から実施することとした。

これを受け、函南町教育委員会では、令和4年度から公会計化に向け本格的に検討を開始し、令和5年度には、既に公会計化システムを導入している市町の視察や、庁内の学校給食公会計化準備委員会を開催するなど、令和7年度のスタートに向け、導入方法やシステム内容の検討を行ってきた。

公会計化に向けたスケジュール(令和3年度第2回函南町総合教育会議 時点)

各事業内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育委員会での検討・体制整備等	→	→	→	→
町長部局等との検討・連携体制の構築	→	→	→	→
業務システム導入の検討・予算要求等	検討→	要求→		
業務システム調達・導入・開発テスト等		準備→	→	
徴収方法の検討、徴収に向けた準備	→	→	→	
未納対応の検討・準備	→	→	→	
継続的に必要な経費の準備・予算要求	→	→	→	→
条例・規則整備		準備→	整備→	
保護者への周知			→	
食材調達の準備発注(物資選定委員会設立)			→	
公会計化制度導入開始、徴収・管理等				●→

2 函南町内小中学校給食費の公会計化スケジュールの見直し

近隣市町の先進地の視察や、準備員会で検討を行うなかで、次の課題が見つかった。

【課題】個人情報相互共有の際の安全性の確保

給食費の集金を要する児童生徒や、保護者の個人情報(口座情報を含む)、及びアレルギー等により牛乳を含む除去食や完全弁当となっている児童生徒や、長期欠席者の給食費停止情報について、学校と公会計処理を行う教育委員会事務局で、情報を共有する必要があるが、その個人情報データのやり取りについて、細心の注意を払う必要がある。

【対応】 LG-WAN回線（総合行政ネットワーク）を使用

児童生徒の喫食状況など、個人情報データを最新版に更新する作業は毎月行う必要があるため、LG-WAN回線を使用し、データ送信を行うこととしたい。

しかしながら、LG-WAN回線については、現在、役場本庁舎、保健センター、文化センターのみの整備にとどまっており、学校施設には未整備となっている。

令和6年度に町内小中学校のLG-WAN回線新設工事を実施し（工事所管：管財課情報政策室）、工事完了後、回線開通状況を確認したうえで、徴収システムの試験導入を令和7年度に行い、令和8年度から運用開始とすることで個人情報の安全性を確保する。

【見直し後】公会計化に向けたスケジュール

各事業内容	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教育委員会での検討・体制整備等					▶
町長部局等との検討・連携体制の構築					▶
業務システム導入の検討・予算要求等	検討		要求		
LG-WAN 回線新設工事			整備		
業務システム調達・導入・開発テスト等			準備	整備	
徴収方法の検討、徴収に向けた準備					
未納対応の検討・準備					
継続的に必要な経費の準備・予算要求					▶
条例・規則整備		準備		整備	
保護者への周知					
食材調達の準備発注（物資選定委員会設立）				▶	
公会計化制度導入開始、徴収・管理等					▶

◎開始年度を基準に正式なスケジュールの策定を進め、また進捗に応じて随時見直す。

令和３年２月９日付(教健第711号)による県の方針では「学校給食費に係る公会計化の開始目標を令和８年度までを目途に設定」し、積極的に検討を進めて欲しい旨が示されている。

当初の町の予定より1年遅延するが、県の目標と同じスケジュールに変更する。



1 学校給食

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすとして、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定められている。

2 給食の管理・徴収業務に係る国の方針

文部科学省は平成31年1月に、教職員の働き方改革の一環で、給食費の公会計化を推進するガイドラインを示した。その理由として、これまで給食会計は「学校徴収金」として学校が管理する私会計で、徴収や督促の裁量は学校側にあり、教育的配慮を持って、家庭状況を加味した柔軟な対応を行っていたが、社会情勢の変化により、教職員の滞納者対応の事務量が年々増加していることがあげられる。また、納付方法の多様化による保護者の利便性向上や、経理の透明性、公平性の確保により健全な学校給食の提供を推進する。

(1) 国・県の方針及び学校現場からの意見等（これまでの経緯）

中央教育審議会の答申	- 平成31年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ➤「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして学校給食の公会計化が提言
文部科学省通知	- 平成31年3月18日「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について」（文部科学省通知） ➤<u>学校給食については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき</u>
文部科学省ガイドライン	- 令和元年7月31日「学校給食徴収・管理に関するガイドライン（文部科学省初等中等教育局）」 ➤学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切
静岡県教育委員会	- 令和3年2月9日学校給食費に係る公会計化の推進について（依頼）（健康体育課） ➤<u>学校給食費に係る公会計化の開始目標を令和8年度までを目途に設定するよう各市町に依頼</u>
函南町	令和4年3月第六次函南町総合計画後期基本計画において、学校給食の公会計化を主要事業とする
函南町共同学校事務室※	教職員事務負担軽減のため、学校給食費の公会計化推進について、統括室長から町教育委員会へ意見が寄せられている。
函南町総合教育会議	令和3年度第2回函南町総合教育会議において、<u>令和7年度より公会計制度を導入することについて決定。</u>

※函南町立小中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号の規定により町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため設置している事務室で、現在は函南中学校内に置いている。

(2) 学校給食における公会計化と見込まれる効果

本件の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」のことをいい、給食費の無償化ではない。保護者から給食費を徴収する事務を町が行い、徴収した給食食材費は、町の一般会計に組み入れ、納入業者への支払いを町が行うもの。督促業務も町が行うこととなる。

効果としては、以下6つの項目が文部科学省資料に記されている。

ア 教員の業務負担の軽減

- 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や業務改善の時間ができ、学校教育の質が向上する。

イ 保護者の利便性向上

- 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(コンビニ納付など)

ウ 徴収・管理業務の効率化

- 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

エ 透明性の向上、不正の防止

- 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

オ 公平性の確保

- 効果的な徴収により滞納が減少する。

カ 給食の安定的な実施・充実

- 効率的・効果的な食材調達や他部局との協働で地産地消の取り組みなどもしやすくなる。

(3) 県内の学校給食公会計化と私会計の状況 (令和5年12月現在)





教健第7号
令和3年2月9日
静岡市

関係市町教育委員会学校給食主管課長 様

静岡県教育委員会健康体育課長

学校給食費に係る公会計化の推進について（依頼）

このことについて、本県においては、平成29年2月策定「静岡県学校給食ガイドライン」、文部科学省においては、令和元年7月策定「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン（令和2年11月4日一部改正）」において、学校給食費の公会計化の推進を依頼しているところであります。

また、令和2年11月に文部科学省が公表した「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」によれば、県内では16市町が公会計化未導入となっていることから、令和3年1月に関係市町教育委員会へ取組状況等の確認のため、訪問させていただいたところであります。

これらを踏まえて、学校給食費に係る公会計化の開始目標を令和8年度までを目途に設定し、下記スケジュールを参考に積極的に検討を進めていただくようお願いします。

なお、「静岡県学校給食ガイドライン」に基づき透明性かつ公平性が確保された学校給食の管理運営を、引き続き実施されますよう重ねてお願いします。

記

<公会計化に向けたスケジュールイメージ>

検討項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教育委員会での検討・体制整備等	←				→	→
首長部局等との検討・連携体制の構築	←				→	→
業務システムの導入の検討・予算要求等	←			→		
業務システム調達・導入・開発テスト等					←	→
徴収方法の検討、徴収に向けた準備	←				→	
未納等対応の検討	←				→	
継続的に必要な経費の検討・予算要求	←				→	
条例・規則整備					←	→
保護者への周知					←	→
公会計化制度導入開始						●→



担当 健康食育班
電話番号 054-221-3173